

表紙	新
----	---

明和町歴史的風致維持向上計画

平成26年3月

三重県明和町

表紙	旧
----	---

明和町歴史的風致維持向上計画

平成25年3月

三重県明和町

P 3	新
-----	---

(2) 明和町歴史的風致維持向上計画協議会

①設置目的

「歴史まちづくり法」第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第2項に規定する内容（歴史的風致維持向上計画）を検討及び取りまとめるため、同計画に基づいて、明和町の歴史的風致を継続的に維持及び向上していくため設置する。

②協議会の構成

表 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の構成

役職	所属
会長	京都橘大学文学部教授
副会長	明和町文化財保護審議会会長
委員	三重大学大学院工学研究科准教授
	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課長
	三重県環境生活部 文化振興課長
	三重県県土整備部 都市政策課長
	明和町文化財保護審議会委員
	国史跡斎宮跡協議会会長
	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会理事長
	明和町観光協会会長
	斎宮ガイドボランティア会長
	史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会会長
	明和町副町長

3. 策定の経緯

本計画の策定経緯を以下に示す。

平成23年3月14日	国の所管省庁との第1回事前協議（3省協議）
平成23年10月26日	第1回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年2月7日	第2回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年2月9日	国の所管省庁との第7回事前協議（3省協議）
平成24年3月9日	パブリックコメントを実施（3月22日まで）
平成24年3月28日	第3回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年4月4日	パブリックコメントの結果を公表（4月17日まで）
平成24年4月26日	歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成24年6月6日	明和町歴史的風致維持向上計画認定
平成25年2月12日	第4回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成25年2月15日	パブリックコメント実施（2月28日まで）
平成25年3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成25年3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定

P 3	旧
-----	---

(2) 明和町歴史的風致維持向上計画協議会

①設置目的

「歴史まちづくり法」第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第2項に規定する内容（歴史的風致維持向上計画）を検討及び取りまとめるため、同計画に基づいて、明和町の歴史的風致を継続的に維持及び向上していくため設置する。

②協議会の構成

表 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の構成

役職	所属
会長	京都橘大学文学部教授
副会長	明和町文化財保護審議会会長
委員	三重大学大学院工学研究科准教授
	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課長
	三重県環境生活部 文化振興課長
	三重県県土整備部 都市政策課長
	明和町文化財保護審議会委員
	国史跡斎宮跡協議会会長
	(財) 国史跡斎宮跡保存協会理事長
	明和町観光協会会長
	斎宮ガイドボランティア会長
	史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会会長
	明和町副町長

3. 策定の経緯

本計画の策定経緯を以下に示す。

平成23年3月14日	国の所管省庁との第1回事前協議（3省協議）
平成23年10月26日	第1回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年2月7日	第2回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年2月9日	国の所管省庁との第7回事前協議（3省協議）
平成24年3月9日	パブリックコメントを実施（3月22日まで）
平成24年3月28日	第3回 明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成24年4月4日	パブリックコメントの結果を公表（4月17日まで）
平成24年4月26日	歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成24年6月6日	明和町歴史的風致維持向上計画認定
平成25年2月12日	第4回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成25年2月15日	パブリックコメント実施（2月28日まで）
平成25年3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成25年3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定

P 4	新
-----	---

	旧
--	---

平成 26年 2月24日 第5回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
平成 26年 2月25日 パブリックコメント実施（3月6日まで）
平成 26年 3月 7日 明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

○（仮称）斎王群行サミットの開催〔平成 25 年度～ 〕

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針及び具体的な計画

町内の埋蔵文化財の数は 723 か所（平成 24 年 3 月現在）あり、そのうち 553 か所が古墳である。その他、遺物包含地 118 か所、寺院・神社跡は 39 か所、城館址は 10 か所である。

埋蔵文化財包蔵地内での開発行為等に関しては、斎宮跡・文化観光課とまち整備課が情報共有し、連携した対応を図るようにする。また、事業者には、明和町開発行為に関する指導要綱第 16 条（文化財の保護）に基づいて、開発事業を計画する場合には「埋蔵文化財の有無についての確認願い」を提出してもらうなど、三重県教育委員会と連携し、事前の協議・確認等を行い、埋蔵文化財の保存に努める。

近世以降の埋蔵文化財については、本町では、寺院跡・神社跡がほとんどで、調査の事例がなかったが、歴史的風致の維持及び向上を図るため、必要に応じて調査を実施していく。

重点区域は、ほぼ全域が史跡指定地内にあたり、現状変更が必要な行為が生じる場合は、法の許可のもと、史跡斎宮跡保存管理計画に基づき、適切に保存・管理等を行う。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

本町では、斎宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年 4 月から、本来、教育委員会の事務である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行し、町長部局である斎宮跡・文化観光課 文化財係が史跡斎宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に係る文化財行政を行っている。現在、斎宮跡・文化観光課 文化財係には、4 人の職員を配置し、うち 3 人が埋蔵文化財専門職員である。

こうした中、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課であり、これまで、斎宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきた。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めて行く。

また、明和町文化財保護条例第 4 2 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置され、その事務は、補助執行により斎宮跡・文化観光課が担当している。審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に係る重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、考古 1 人、古代 1 人、建築 1 人、美術工芸 1 人、古文書 1 人、民俗 1 人、郷土史 4 人の 10 人で構成されている。審議会は、今後も未指定文化財の調査及び発掘を行い、町指定文化財の指定、登録並びに保存・活用について支援を図る。

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針と具体的な計画

町内には、「大淀祇園ばやし保存会」をはじめ、「有爾中天王踊保存会」や「明和町郷土文化を守る会」等の文化財及び地域の歴史的資源の保存・活用や伝統行事を継承している各種団体がある。

重点区域内では、平成元年に「公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会」を設立し、斎宮跡の保存・

○（仮称）斎王群行サミットの開催〔平成 25 年度～ 〕

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針及び具体的な計画

町内の埋蔵文化財の数は 723 か所（平成 24 年 3 月現在）あり、そのうち 553 か所が古墳である。その他、遺物包含地 118 か所、寺院・神社跡は 39 か所、城館址は 10 か所である。

埋蔵文化財包蔵地内での開発行為等に関しては、斎宮跡・文化観光課とまち整備課が情報共有し、連携した対応を図るようにする。また、事業者には、明和町開発行為に関する指導要綱第 16 条（文化財の保護）に基づいて、開発事業を計画する場合には「埋蔵文化財の有無についての確認願い」を提出してもらうなど、三重県教育委員会と連携し、事前の協議・確認等を行い、埋蔵文化財の保存に努める。

近世以降の埋蔵文化財については、本町では、寺院跡・神社跡がほとんどで、調査の事例がなかったが、歴史的風致の維持及び向上を図るため、必要に応じて調査を実施していく。

重点区域は、ほぼ全域が史跡指定地内にあたり、現状変更が必要な行為が生じる場合は、法の許可のもと、史跡斎宮跡保存管理計画に基づき、適切に保存・管理等を行う。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針


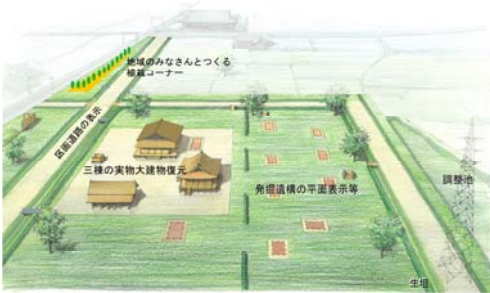

本町では、斎宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年 4 月から、本来、教育委員会の事務である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行し、町長部局である斎宮跡・文化観光課 文化財係が史跡斎宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に係る文化財行政を行っている。現在、斎宮跡・文化観光課 文化財係には、3 人の職員を配置し、うち 2 人が埋蔵文化財専門職員である。

こうした中、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課であり、これまで、斎宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきた。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めて行く。

また、明和町文化財保護条例第 4 2 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置され、その事務は、補助執行により斎宮跡・文化観光課が担当している。審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に係る重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、考古 1 人、古代 1 人、建築 1 人、美術工芸 1 人、古文書 1 人、民俗 1 人、郷土史 4 人の 10 人で構成されている。審議会は、今後も未指定文化財の調査及び発掘を行い、町指定文化財の指定、登録並びに保存・活用について支援を図る。



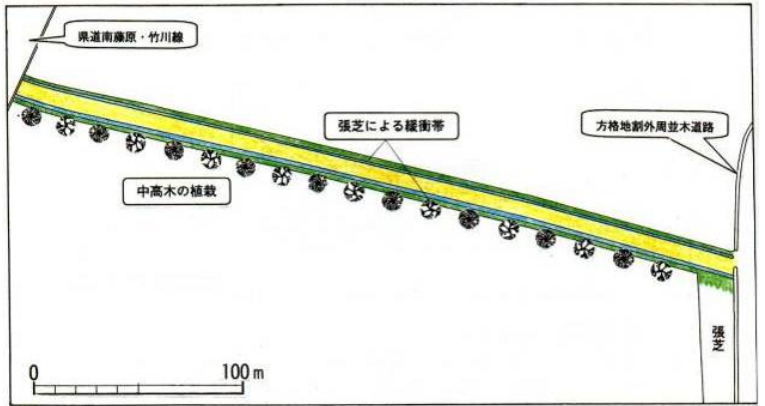
（9）文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針と具体的な計画

町内には、「大淀祇園ばやし保存会」をはじめ、「有爾中天王踊保存会」や「明和町郷土文化を守る会」等の文化財及び地域の歴史的資源の保存・活用や伝統行事を継承している各種団体がある。重点区域内では、平成元年に「財団法人国史跡斎宮跡保存協会」を設立し、斎宮跡の保存・



事業名	ア-1-1 史跡東部整備事業（柳原区画）
整備主体	三重県
事業期間	平成23年度～平成27年度
支援事業名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 （史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業）（平成23年度～平成24年度） 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業（平成25年度～）
事業位置	斎宮字柳原、御館、西加座、下園
事業概要	<p>発掘調査で確認された柳原区画の最盛期の姿を実物大で復元あるいは表示し、斎宮らしい雰囲気を作りリアルに体感できるようにする。</p>  <p>史跡東部整備事業(柳原区画)</p>  <p>■柳原区画整備イメージ</p> <p>（整備内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3棟の実物大建物の復元 ・幅15mの方格地割道路の復元 ・遺構表示  <p>■柳原区画整備計画図</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	柳原区画で確認された建物跡を実物大で復元することなどにより、今まで見えていなかった埋蔵物(遺跡)だけでなく、そこで生活していた斎王をはじめとする大勢の人々の暮らしをも想起させることで、歴史的風致を担う地域住民への意識向上を図ることが可能となり、ひいては町全体の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

事業名	ア-1-1 史跡東部整備事業（柳原区画）
整備主体	三重県
事業期間	平成23年度～平成27年度
支援事業名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 （史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業）
事業位置	斎宮字柳原、御館、西加座、下園
事業概要	<p>発掘調査で確認された柳原区画の最盛期の姿を実物大で復元あるいは表示し、斎宮らしい雰囲気をよりリアルに体感できるようにする。</p>  <p>史跡東部整備事業(柳原区画)</p>  <p>■柳原区画整備イメージ</p> <p>（整備内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3棟の実物大建物の復元 ・幅15mの方格地割道路の復元 ・遺構表示  <p>■柳原区画整備計画図</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	柳原区画で確認された建物跡を実物大で復元することなどにより、今まで見えていなかった埋蔵物(遺跡)だけでなく、そこで生活していた斎王をはじめとする大勢の人々の暮らしをも想起させることで、歴史的風致を担う地域住民への意識向上を図ることが可能となり、ひいては町全体の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

事業名	ア-1-2 史跡東部整備事業（古代伊勢道）
整備主体	三重県
事業期間	平成23年度～平成27年度
支援事業名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 （史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業）（平成23年度～平成24年度） 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業（平成25年度～ ）
事業位置	斎宮字塚山、広頭、竹川字東裏
事業概要	<p>発掘調査で確認された古代伊勢道を往時の姿に整備し、そのスケール感を実体感できるようにすると共に、現歩道と農道との段差を解消して史跡西部と史跡中・東部の整備地区を結ぶ回遊路としての機能を高める。</p>  <p style="text-align: center;">■現地写真</p>  <p style="text-align: center;">■古代伊勢道整備計画図</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	古代伊勢道の整備と歩道の段差解消等を行ってことにより、歴史的資源を有機的につなげたネットワークの構築と、安全で快適に散策できる歩行者の環境が確保されることで、重点区域内の回遊性の向上に寄与して歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

事業名	ア-1-2 史跡東部整備事業（古代伊勢道）
整備主体	三重県
事業期間	平成23年度～平成27年度
支援事業名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 （史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業）
事業位置	斎宮字塚山、広頭、竹川字東裏
事業概要	<p>発掘調査で確認された古代伊勢道を往時の姿に整備し、そのスケール感を実体感できるようにすると共に、現歩道と農道との段差を解消して史跡西部と史跡中・東部の整備地区を結ぶ回遊路としての機能を高める。</p>  <p style="text-align: center;">■現地写真</p>  <p style="text-align: center;">■古代伊勢道整備計画図</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	古代伊勢道の整備と歩道の段差解消等を行ってことにより、歴史的資源を有機的につなげたネットワークの構築と、安全で快適に散策できる歩行者の環境が確保されることで、重点区域内の回遊性の向上に寄与して歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

P 9 4	新（追加）
-------	--------------

事業名	イ-7 史跡公園（御館区画広場）整備事業
整備主体	明和町
事業期間	平成26年度～平成27年度
支援事業名	町単独事業 （※社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討）
事業位置	斎宮字御館
事業概要	<p>北側の休憩所と区画道路の間を史跡公園として、多目的広場などの整備を行い、一体化させる。</p>   <p style="text-align: center;">■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	御館区画を史跡公園として整備することで、北側にある国史跡斎宮跡休憩所と区画道路とが一体化し、広い憩い空間が確保できる。地域住民や来訪者の交流の場としての活用が向上し、斎宮跡を中心とした充実したまちづくりに繋がることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

	旧
--	----------

事業名	
整備主体	
事業期間	
支援事業名	
事業位置	
事業概要	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	

P 9 5	新 (追加)
事業名	イー8 史跡公園 (西加座南区画広場) 整備を目的とした公有化事業
整備主体	明和町
事業期間	平成26年度～平成27年度
支援事業名	史跡等購入費国庫補助
事業位置	斎宮字西加座
事業概要	<p>幅15mの区画道路(東西道路)を80m整備するため、土地を公有化する。</p>   <p>■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	<p>幅15mの区画道路跡を公有化することで、道路復元などの整備を行うことができ、方格地割の1区画(柳原区画)が再現され、壮大な往時の姿を実感できる。</p> <p>このことは、歴史的風致を担う地域住民への意識向上を図ることが可能となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

	旧
事業名	
整備主体	
事業期間	
支援事業名	
事業位置	
事業概要	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	

事業名	ウー2 柳原区画周辺散策道等整備事業
整備主体	明和町
事業期間	平成25年度～平成27年度
支援事業名	社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業【町道坂本・斎宮線散策道、史跡公園（斎宮跡歴史ロマン広場）】） 町単独事業【歴史の道】 （※社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討）
事業位置	斎宮字柳原、西加座、西前沖、内山、下園、御館、篠林
事業概要	<p>来訪者や町民が回遊ルートを利用して史跡内を散策できるよう、散策路等の整備を行う。</p>    <p>■現地写真</p>   <p>■整備イメージ写真</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	史跡地内の周遊ルートを整備し、回遊性を高めることにより、歴史的風致維持及び向上に寄与する。

事業名	ウー2 柳原区画周辺散策道等整備事業
整備主体	明和町
事業期間	平成25年度～平成26年度
支援事業名	社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業【町道坂本・斎宮線散策道、史跡公園（斎宮跡歴史ロマン広場）】）
事業位置	斎宮字柳原、西加座、西前沖、内山、下園、御館
事業概要	<p>来訪者や町民が回遊ルートを利用して史跡内を散策できるよう、散策路等の整備を行う。</p>    <p>■現地写真</p>   <p>■整備イメージ写真</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	史跡地内の周遊ルートを整備し、回遊性を高めることにより、歴史的風致維持及び向上に寄与する。

P 1 0 3	新
---------	---

事業名	工-3 歴史的建造物の実態調査
整備主体	明和町
事業期間	平成25年度～平成27年度
支援事業名	社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業の効果促進事業）
事業位置	重点区域全体
事業概要	伊勢街道沿いの歴史的な趣の残る建造物を対象に実態調査を実施し、保全や保存に関する問題点や課題を整理した上で、保全及び保存方法について整理する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	重点区域内を通る伊勢街道沿いには、歴史的な趣を残す建造物が数多く残る。これらの建造物の実態調査を行うことで、斎宮跡だけでなく重点区域のさらなる歴史的、文化的な位置付けを明確にすることができ、地域住民等の当該区域に対する愛着と親しみ、さらには歴史文化を守っていこうとする意識の向上にも繋がること期待でき、ひいては歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。

事業名	工-4 まちかど案内所設置事業
整備主体	明和町
事業期間	平成25年度～
支援事業名	町単独事業
事業位置	重点区域全体
事業概要	来訪者が散策する道路沿いの店舗や民家をまちかど案内所として開設してもらい、パンフレットや散策マップを設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	パンフレットや散策マップを店舗や民家に置き、案内することで、来訪者との交流が深まり、地域住民に改めて地域の歴史資源等に目を向けてもらう共に、地域の魅力を再認識してもらう。また、こうした取組みを通じて、歴史的風致を担う町民としての意識向上を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

P 1 0 0	旧
---------	---

事業名	工-3 歴史的建造物の実態調査
整備主体	明和町
事業期間	平成25年度～平成27年度
支援事業名	社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業の効果促進事業）
事業位置	重点区域全体
事業概要	伊勢街道沿いの歴史的な趣の残る建造物を対象に実態調査を実施し、保全や保存に関する問題点や課題を整理した上で、保全及び保存方法について整理する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	重点区域内を通る伊勢街道沿いには、歴史的な趣を残す建造物が数多く残る。これらの建造物の実態調査を行うことで、斎宮跡だけでなく重点区域のさらなる歴史的、文化的な位置付けを明確にすることができ、地域住民等の当該区域に対する愛着と親しみ、さらには歴史文化を守っていこうとする意識の向上にも繋がること期待でき、ひいては歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。

事業名	工-4 まちかど案内所設置事業
整備主体	明和町
事業期間	平成26年度～
支援事業名	町単独事業
事業位置	重点区域全体
事業概要	来訪者が散策する道路沿いの店舗や民家をまちかど案内所として開設してもらい、パンフレットや散策マップを設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	パンフレットや散策マップを店舗や民家に置き、案内することで、来訪者との交流が深まり、地域住民に改めて地域の歴史資源等に目を向けてもらう共に、地域の魅力を再認識してもらう。また、こうした取組みを通じて、歴史的風致を担う町民としての意識向上を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

P 1 0 5	新 (追加)
---------	--------

事業名	エー7 文化遺産に関する総合的な情報発信事業
整備主体	明和町
事業期間	平成26年度～
支援事業名	町単独事業 ※文化遺産を活かした地域活性化事業の活用を検討
事業位置	重点区域全体
事業概要	史跡斎宮跡を重点区域の文化遺産として広く一般に情報発信をするため、斎宮跡のDVDの制作やスマートフォンの文化遺産を活かした観光アプリの開発、パンフレット、散策マップ等を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	DVDを町内観光関連施設や全国各地で開催される観光PRイベントにおいて放映することにより、斎宮跡を広く周知することができる。 また、スマートフォンの観光アプリを開発し、AR（拡張現実）技術を活用した文化財の情報発信を可能にすることにより、来訪者の文化財に対する理解と認識を深めるとともに、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	
整備主体	
事業期間	
支援事業名	
事業位置	
事業概要	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	

	旧
--	---

事業名	
整備主体	
事業期間	
支援事業名	
事業位置	
事業概要	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	

事業名	
整備主体	
事業期間	
支援事業名	
事業位置	
事業概要	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	

奥付	新
----	---

奥付	旧
----	---

平成 24 年 4 月

平成 25 年 3 月 第 1 回変更認定

平成 26 年 3 月 第 2 回変更認定

明和町歴史の風致維持向上計画

編集・発行 明和町

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

TEL : 0596-52-7111

FAX : 0596-52-7137

平成 24 年 4 月

平成 25 年 3 月 第 1 回変更認定

明和町歴史の風致維持向上計画

編集・発行 明和町

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

TEL : 0596-52-7111

FAX : 0596-52-7137